

園 芸 学 会 九 州 支 部 会 則

- 第 1 条 本支部は園芸学会九州支部と称する。
- 第 2 条 本支部は園芸に関する研究並びに技術の進歩を図る事を目的とする。
- 第 3 条 本支部の事務局は九州大学大学院農学研究院園芸学分野に置く。
- 第 4 条 第 2 条の目的達成に必要な事業を行う。
1. 研究発表会及びシンポジウムの開催
 2. 講演会の開催
 3. 会報として園芸学会九州支部研究集録を発行する。
 4. その他必要な事業
- 第 5 条 本支部に支部長 1 名，副支部長 1 名，評議員及び幹事を若干名置く。
役員の任期は 2 か年として並任を妨げない。
- 第 6 条 本支部は毎年 1 回研究発表会を開き，同時に支部総会を開き会務を評議する。その研究発表は園芸学会での発表と同等に取り扱う。
- 第 7 条 本支部の会員は維持費として別に定める会費を負担する。
- 第 8 条 本支部の会計年度は 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 9 条 本支部の会則を改訂するには総会に於いてその議決を得なければならない。

附 則

1. 会費は年額 2,000 円とする。
2. 本会則は平成 23 年 8 月 25 日から有効とする。